

あなたの貴重な一票を大切に

滋賀県議会議員一般選挙

○投票日 4月10日(日)

【告示日 4月1日(金)】

日野町議会議員一般選挙

○投票日 4月24日(日)

【告示日 4月19日(火)】

今年統一地方選挙の年にあたり、全国で地方議会議員や首長の選挙が行われる予定であり、日野町においても滋賀県議会議員一般選挙と日野町議会議員一般選挙が行われます。

この選挙は、私たちの代表を選び大切な選挙です。正しい選挙を心がけるとともにあなたの貴重な一票を無駄にしないよう投票日には忘れず投票をしましょう。

投票ができる人

●滋賀県議会議員一般選挙

平成3年4月11日までに生まれた人で、平成22年12月31日以前から引き続き県内に住所のある人

●日野町議会議員一般選挙

平成3年4月26日までに生まれた人で、平成23年1月18日以前から引き続き町内に住所のある人

期日前投票

投票日の当日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などの事情があつて投票時間内(午前7時から午後8時)に投票所に行くことができないと見込まれる人が事前に投票が行える制度です。

期日前投票ができる場合の主なものとは次のとおりです。

- ①仕事、学業、冠婚葬祭などの用務に従事する場合
- ②旅行、出張等のため、自分が住んでいる投票区の区域外に滞在する予定がある方
- ③病気、出産、身体の障がい等のため、歩行が困難な方

なお、期日前投票ができる期間は告示日の翌日から投票日の前日まで、時間は午前8時30分から午後8時までです(土日も期日前投票をすることができません)。また、期日前投票は選挙期日における投票と同様に投票用紙を直接投票箱に入れることが

できます。

今回の選挙の期日前投票は、次のとおりになります。

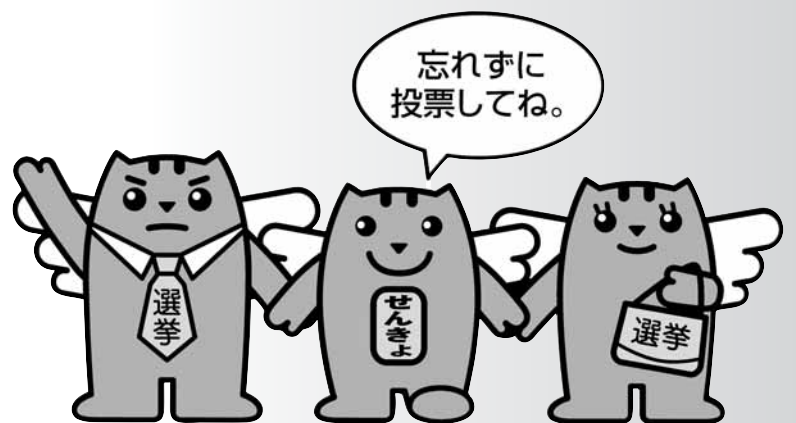
【期間】

●滋賀県議会議員一般選挙
4月2日(土)から4月9日(土)までの毎日

●日野町議会議員一般選挙
4月20日(水)から4月23日(土)までの毎日

【場所】

日野町役場1階103会議室
(税務課の隣)



選挙運動

選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、立候補の届出が受理された時から投票日の前日までです。したがって、立候補届出前の選挙運動は禁止されています。

禁止されている選挙運動

選挙運動は、公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

この中で、すべての人に原則として「禁止されている選挙運動」には、次のようなものがあります。

◆戸別訪問

有権者の家を訪ねて投票を依頼したり、または投票をさせないように依頼したりするような行為は、「戸別訪問」として禁止されています。

◆飲食物の提供

特定の候補者の選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名義であっても原則として禁止されます。

例えば・・・

- ・候補者が選挙運動員の慰労のため、に酒やビールを与えること
- ・第三者から陣中見舞いとして候補者に酒や料理を提供すること

・選挙事務所開きに酒やビールを提供すること

ただし、お茶や通常もちいられる程度のお茶菓子は除かれています。また、選挙運動員に渡す弁当は一定の基準で提供することができます。

選挙運動ができない人

一般職の国家公務員や地方公務員、警察官・選挙管理委員などの特定公務員、投票管理者や開票管理者の職にある人、選挙犯罪によって選挙権・被選挙権を失った人、未成年者などは、法律で選挙運動が禁止されています。また、公務員等がその地位を利用して選挙運動をすることも禁止されています。

立候補予定者説明会

日野町議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

とき 3月22日(火)
午後2時から

ところ 林業センター ホール

◆問い合わせ先 日野町選挙管理委員会（総務課 総務担当内） ☎6500 有線57762

声を聞かせてください

パープルダイヤル



配偶者暴力被害や性暴力被害などの電話相談を行います

☎0120-941-826
(無料で受け付けています)

○電話相談期間

2月8日(火)午前10時から
3月27日(日)午後10時まで(24時間対応)

○対象

- ①配偶者等からの暴力の被害に関する相談
 - ②性暴力の被害に関する相談
- ※どんな被害でもご相談ください。

あなたは一人ではありません。被害を受けたあなたには責任はありません。一人で悩まず、どんな相談でも私たちに声を聞かせてください。

内閣府 男女共同参画局

第1回 臨時 議会

平成23年日野町議会第1回臨時議会が2月3日に開会され、議員提案のあった、町議会議員の定数に関する条例改正が原案どおり可決されました。内容は、次のとおりです。

日野町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

町議会議員の定数を、現行の16名から2名減員し14名とするもので、次の一般選挙から適用するための条例改正を行いました。

この改正により、4月24日に執行が予定されている日野町議会議員一般選挙から議員定数は14名となります。

◆問い合わせ先 議会事務局
☎6551 有線57750